

【H20.3.24】

# 湯川村耐震改修促進計画

平成 20 年 3 月

湯 川 村

# 目 次

## はじめに(基本方針)

- 1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標(耐震化の現状及び目標)
  - (1) 想定される地震の規模、被害の状況
  - (2) 耐震化の現状と耐震改修等の目標設定
  - (3) 村有建築物の耐震化の目標
  
- 2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策  
(住宅・建築物耐震化の実施計画)
  - (1) 耐震診断・改修に係る基本的な取組み方針
  - (2) 耐震診断・改修の促進を図るための支援策
  - (3) 安心して耐震改修を行うことができるための環境整備
  - (4) 地震時の建築物の総合的な安全対策
  - (5) 優先的に着手すべき建築物等の設定
  
- 3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及  
(その他耐震化を促進するための施策の概要)
  - (1) ハザードマップの作成・公表
  - (2) 相談体制の整備
  - (3) パンフレットの作成とその活用
  - (4) 行政区等との連携
  
- 4 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

## 資 料

## はじめに(基本方針)

日本列島は地震が多く、人々に甚大な被害をもたらして来ました。平成7年1月に発生した兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)、平成15年7月の宮城県北部地震、平成16年10月の新潟県中越地震では、多数の建築物に被害が生じ多くの死傷者がでました。

平成19年に入り3月に能登半島地震、7月に新潟県中越沖地震と地震が頻発し、住宅・建築物の倒壊により、また、多くの尊い生命が奪われました。

これらの地震では現在の耐震規定を満たさない、工事着手が昭和56年以前の耐震基準による建築物(以下「旧耐震基準建築物」という。)に特に大きな被害が見受けられます。

国の地震予知連絡会では福島県東部・宮城県東部地域を特定観測地域に指定して観測を強めており、また、地震調査研究推進本部では宮城県沖地震が今後30年以内に99%の確率でマグニチュード8前後の地震発生の可能性があるとしており、警戒が必要です。

県内にも過去に大きな被害をもたらした地震の原因と考えられる活断層が複数存在しております。特に会津盆地西縁断層帯が本村の西に隣接する会津坂下町を南北に縦断しており、最大で震度6強の強い地震の発生が予想されております。(福島県耐震改修促進計画より)

このため、地震時の被害を最小限に食い止め、村民の安全を確保するためには、旧耐震基準建築物の耐震診断を推し進め、耐震性能の向上を図ることが重要となってきています。特に、建築物の多数を占め、生活の中心である木造住宅において、耐震性能の向上が急務であることから、耐震診断の実施を促す必要があります。

また、建築物の耐震改修の促進に関する法律(耐震改修促進法:以下「法」という。)第6条第1項に規定する特定建築物に該当する小学校等や、「湯川村地域防災計画」の中で、災害対策本部になる役場庁舎、避難施設に位置付けされている建築物の防災上重要建築物についても耐震診断・改修を推し進め、耐震性能の向上を図ることが大変重要であると考えます。

このような中、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき平成19年1月に「福島県耐震改修促進計画」が策定され、本村においても今後発生が予想される大地震等から村民の生命と財産を守るために、村内の住宅・建築物の耐震化を総合的かつ計画的に促進すべく「湯川村耐震改修促進計画」を策定します。

## 1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標(耐震化の現状及び目標)

### (1) 想定される地震の規模、被害の状況

「湯川村地域防災計画」においては、「会津盆地西縁断層帯地震」が本村へ大きな影響を及ぼす地震として想定されております。

・表1 定量被害想定結果の概要

地震名	会津盆地西縁断層帯地震
想定地震	M7.0、幅5km、深さ10km
想定震度	最大6強
木造大破棟	11,031棟
非木造倒壊棟	342棟
死者(夜/昼)	749人/278人
負傷者(夜/昼)	4,604人/4,476人
避難者	38,366人

【福島県地域防災計画・震災対策編(平成18年修正)より】

### (2) 耐震化の現状と耐震改修等の目標設定

#### 住宅

本村の住宅の耐震化の状況は下表のとおり、居住世帯のある住宅約1,132戸のうち、耐震性がある住宅は約739戸で耐震化率は65.28%です。

想定地震による想定被害を減少させるためには、減災効果が大きい住宅の耐震化に継続的に取り組んでいく必要があり、「福島県耐震改修促進計画」を踏まえ、住宅の耐震化率を平成27年度までに90%とすることを目標とします。

・表2 住宅の耐震化の現状 (固定資産税家屋課税台帳より・平成19年1月1日現在)

区分	昭和56年以降の住宅	昭和55年以前の住宅	住宅数 (+)	耐震性有住宅数 (+)	現状の耐震化率 (%) (平成18年末 (/))	耐震化率の 目標(%) (平成27年度 末)
		うち耐震性有				
木造	516	579	1,095	707	64.57%	-
		191				
非木造	28	9	37	32	86.49%	-
		4				
合計	544	588	1,132	739	65.28%	90%
		195				

非木造は、鉄筋・鉄筋コンクリート造、鉄骨造及びその他とした。

平成15年度に福島県が実施した耐震診断予備調査に基づき昭和55年以前の木造住宅のうち33%を耐震性能有とした。

昭和55年以前の非木造住宅のうち、昭和46年以前のもの耐震性能がないものと見なした。

特定建築物

本村には、法第6条第1号に規定する多数の者が利用する特定建築物（以下「多数の者が利用する特定建築物」という。）が8棟存在し、このうち4棟の建築物については耐震性能を有することを確認しており、他の4棟については、耐震診断を行っていないため耐震性能を判断できない状態にあります。

また、法第6条第2号に規定する危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物、同第3号に規定する地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（「福島県地域防災計画」の緊急輸送路に限る）の通行を妨げ、多数の者の円滑な非難を困難とする恐れのある建築物については、該当する建築物が存在しません。

想定地震による想定被害を減少させるために、「福島県耐震改修促進計画」を踏まえ、耐震診断を行っていない4棟の多数の者が利用する特定建築物の耐震診断・耐震化を行い、特定建築物の耐震化率を平成27年度末までに100%とすることを目標とします。

・表3 特定建築物の耐震化の現状と耐震化の目標（単位：棟）（平成20年2月末現在）

区分	昭和56年6月以降の建築物	昭和56年5月以前の建築物		建築物数 ( + )	耐震性有建築物数 ( + )	現状の耐震化率 (%) (平成18年末) ( / )	耐震化率の目標 (%) (平成27年度末)
		うち耐震性有					
法第6条第1号	4	4	0	8	4	50.00%	100%
法第6条第2号	-	-	-	-	-	-	-
法第6条第3号	-	-	-	-	-	-	-
合計	4	4	0	8	4	50.00%	100%

・表4 特定建築物（用途ごと）の耐震改修目標値（単位：%、棟）平成20年2月末現在）

	現況	目標値 (H27年度末)	公共建築物		民間建築物	
			現況	目標値	現況	目標値
特定建築物（法第6条第1号）	50% (4 / 8)	100% (8 / 8)	42.9% (3 / 7)	100% (7 / 7)	100.0% (1 / 1)	100% (1 / 1)
避難施設 (学校、体育館等)	42.9% (3 / 7)	100% (7 / 7)	42.9% (3 / 7)	100% (7 / 7)	- -	- -
不特定多数が利用する施設 (ホテル・旅館、遊技場、銀行等)	100.0% (1 / 1)	100% (1 / 1)	- -	- -	100.0% (1 / 1)	100% (1 / 1)

### (3) 村有建築物の耐震化の目標

村有建築物については、下表のような耐震診断状況であります。

「湯川村地域防災計画」の中で災害対策本部になる役場庁舎、避難施設に位置付けされている小学校をはじめとした防災上重要建築物12棟のうち、旧耐震基準により建築された建築物は6棟であり、耐震診断を行っていない4棟の特定建築物を含みます。この旧耐震基準により建築された防災上重要建築物については、全てについて耐震診断・改修等を実施し、耐震化率を平成27年度までに100%とすることを目標とします。

その他の村有建築物についても、全てについて耐震診断を実施することを目標とし、その結果を踏まえて優先的に耐震化すべき建築物を設定し、耐震改修等の耐震化に取り組めます。

また、耐震診断を実施した建築物については、速やかにその結果の公表に努めます。

・表5 村有施設の耐震診断状況(平成20年2月末現在)

項 目	棟 数	割 合
新耐震基準又は耐震診断により基準を満たす施設	53	58.2%
耐震診断により基準を満たさない施設	0	0.0%
未実施又は不明	38	41.8%
計	91	100%

## 2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

(住宅・建築物耐震化の実施計画)

### (1)耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針

建築物の耐震化を促進するためには、建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題・地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。村は、こうした所有者等の取組みをできる限り支援する観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている問題を解決していくことを基本的な取組方針とします。

### (2)耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

村民に対し建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性、重要性について普及啓発に積極的に取り組むとともに、耐震診断及び耐震改修等の国・県の補助制度と国の税制(耐震改修促進税制、住宅ローン減税)を活用しながら、建築物の耐震改修の促進を図っていきます。

村は、木造住宅の所有者が耐震診断・耐震改修を行う場合の費用の一部を負担するために、「湯川村木造住宅耐震診断者派遣事業」、「湯川村木造住宅耐震改修促進事業」を平成20年度より実施します。(国、福島県事業により診断・改修費用の補助制度があります。)

・表6 木造住宅耐震診断者派遣事業の概要

対象住宅	・旧耐震基準により建設された戸建て住宅で(昭和56年5月31日以前に建築着手)、所有者自ら居住する「在来軸組工法」「伝統的工法」「枠組壁工法」等による木造3階建て以下の住宅
診断費用の個人負担	・診断費用の消費税相当額分(約5,200円~7,300円)延床面積等によって、負担額が変動。
診断費用の国、県、町の負担	・国:1/2、県:1/4、村:1/4

・表7 木造住宅耐震改修支援事業の概要

対象住宅	・昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅で、湯川村が行う耐震診断者派遣事業により耐震診断を実施し、上部構造評点が1.0未満(「倒壊する可能性が高い」または「倒壊する可能性がある」と診断された住宅 福島県木造住宅耐震診断(一般診断法)実施要綱に準拠した耐震診断であれば対象となる。
補助金の額	・耐震改修工事費の一部を補助(最高600,000円)
補助費用の国、県、町の負担	・国:45/100、県:約36/100、村:約19/100

(3) 安心して耐震改修を行うことができるための環境整備

適正な耐震診断体制の整備

現地調査の手法、体制（建築士と大工の2名以上）、報告書様式、写真等データの作成方法等を定めた「福島県木造住宅耐震診断（一般診断法）実施要領」を活用するとともに、地域の建築士及び大工・工務店が連携した体制の整備に努めます。

村民への啓発活動

耐震診断並びに耐震改修に関する各制度等の広報を村広報誌により行うことはもとより、定期的な防災関連記事等の村広報誌への掲載に努め、村民の防災意識の向上を促します。

また、行政区長会議等村主催各種会議等での積極的な広報に努めます。

(4) 地震時の建築物の総合的な安全対策

事前の対策

平成17年3月の福岡県西方沖地震や同年8月の宮城県沖地震の被害状況から、ブロック塀の安全対策、窓ガラスの飛散対策、大規模空間を持つ建築物の天井の落下防止対策の必要性が改めて指摘されています。このため、村では県と連携し被害の発生する恐れのある建築物を把握するとともに、建築物所有者へ必要な対策を講じるよう今後も引き続き指導します。

地震発生時の対応

地震により建築物及び宅地等が被害を受け被災建築物等の応急危険度判定が必要な場合は、村は判定実施本部等を設置し、福島県へ応急危険度判定士の派遣要請や判定士の受け入れ等必要な措置を講じます。

また、被災建築物復旧のための住宅相談を総合的に受けられるよう、その体制整備に努めます。

なお、地震発生直後の建築物等の被害状況を速やかに把握するための体制整備についても取り組んでいきます。

(5) 優先的に着手すべき建築物等の設定

優先的に着手すべき建築物

優先的に耐震化に着手すべき建築物は、次のとおりとします。

- ・ 「湯川村地域防災計画」の中で災害対策本部になる役場庁舎、避難施設に位置付けされている小学校をはじめとした防災上重要建築物
- ・ 耐震改修促進法の特定建築物
- ・ 木造住宅

重点的に耐震化すべき区域

重点的に耐震化すべき区域は、「福島県地域防災計画・震災対策編」で指定されている県指定緊急輸送路、及び「湯川村地域防災計画」で指定・選定されている村

指定緊急輸送路、避難路又は避難施設・場所等の沿道とします。

・表 8 地域防災計画で指定されている路線等

種 別	路 線 等 名	備 考		
緊急輸送路	県指定路線	一般国道49号	第1次確保路線	
		一般国道121号	第1次確保路線	
		主要地方道会津坂下河東線	第2次確保路線	
		一般県道浜崎高野会津若松線	第2次確保路線	
	村指定路線	一般国道49号	第1次確保路線	
		一般国道121号	第1次確保路線	
		主要地方道会津坂下河東線	第1次確保路線	
		一般県道浜崎高野会津若松線	第1次確保路線	
		県道熊ノ目浜崎線	第1次確保路線	
		会津坂下塩川線	第1次確保路線	
		村道浜崎高瀬笈川線	第1次確保路線	
		村道笈川・堂畑西線	第1次確保路線	
		村道勝常・王領線	第1次確保路線	
		村道亀ヶ代中ノ目線	第1次確保路線	
		村道長瀬中線	第2次確保路線	
		村道長瀬南線	第2次確保路線	
		避難路等	避難路	湯川村地域防災計画に基づき策定される「避難計画」に選定されている路線
			避難施設・場所	湯川村地域防災計画に基づき策定される「避難計画」に選定されている施設・場所

### 3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

(その他耐震化を促進するための施設の概要)

#### (1) ハザードマップの作成・公表

村では、2の(5)の建築物、道路等を記載した地図を作成し、公表します。また、福島県の支援と協力により「建築物の所有者等の意識啓発を図るため、発生の恐れがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図(地震ハザードマップ)」の作成に取り組んでいきます。

#### (2) 相談体制の整備

産業建設課建設係を建築相談の窓口とし耐震診断の申込みや各種補助事業の申請のほか、村民からの建築相談に応じることができるよう体制整備に努めます。

なお、技術的な相談は福島県会津若松建設事務所、家具の転倒防止等災害予防全般については福島県生活環境部県民安全領域や会津地方振興局(県民生活グループ)、耐震改修に関連したリフォーム工事等の相談・トラブルについては、福島県耐震化・リフォーム等推進協議会、消費生活センター及び建設工事紛争処理担当グループと連携して対応することとします。

#### (3) パンフレットの作成とその活用

福島県が作成した「大地震に備えて耐震診断を受けましょう」(福島県住宅耐震診断促進事業の概要紹介)を活用し、住宅の耐震診断及び耐震改修の普及啓発に努めます。また、今後作成が予定される耐震改修を促進するための福島県パンフレットを活用し、建築物防災週間、違反建築物防止週間等の機会を捉え集中的な普及啓発を図ります。

#### (4) 行政区等との連携

地震防災対策の基本は、「自らの命は自ら守る」「自らの地域は皆で守る」であり、地域が連携して地震対策を講じることが重要です。また、一人暮らしの高齢者世帯等災害弱者になりやすい世帯の把握は地域の協力を得なければ難しく、村と行政区との連携も重要です。

村は、専門家や技術者派遣等の支援・協力を福島県より受け、行政区単位での防災講習会や行政区内における地震時の危険箇所点検を計画し、これを通じて耐震診断及び耐震改修の普及啓発に努めるとともに、災害弱者となりやすい世帯等の把握にも努めます。

#### 4 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

本計画は、原則として5年ごとに、また、社会情勢の変化や耐震化の進捗状況等を勘案し、見直しを実施します。

その他、県で設置した「福島県建築物地震対策協議会」と連携して、住宅・建築物の耐震化を推進していきます。